

令和5年度 赤い羽根共同募金助成申請の手引き

1. 目的

この事業は、市民のみなさまから寄せられた募金を赤い羽根共同募金の趣旨に沿い、寄付者の理解が得られるような地域福祉の向上に資する事業に対して助成することを目的とします。

2. 対象団体

- (1)大牟田市内に拠点を有し、住民の福祉向上のため、概ね1年以上の活動実績のある福祉団体・NPO法人・ボランティア団体・福祉教育推進校等
- (2)共同募金運動への継続した協力のある団体、もしくは今後協力をを行うことが出来る団体

3. 対象事業

- (1) 地域福祉活動の推進・啓発
- (2) 健康、生きがいづくりの推進
- (3) ボランティア活動の活性化
- (4) 児童・生徒の健全育成の推進
- (5) その他、地域福祉の推進に成果が期待できる活動

ただし、営利を目的とする活動、団体等の経常的な運営費（人件費、食料費等）、対象者に直接現金や物品を給付する活動や受益者負担が好ましい経費は対象としません。

4. 申請の制限

助成申請は、年間1団体1事業に限ります。

5. 助成対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行う事業。
(令和5年度内に行う事業)

6. 申請受付期間および提出先

《 申請期間 》

令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

《 提出先 》

福岡県共同募金会大牟田市支会（大牟田市瓦町9-3 総合福祉センター内）窓口で受付。（郵送不可）

7. 提出書類

- (1) 赤い羽根共同募金助成金申請書（様式1）
- (2) 赤い羽根共同募金助成事業計画・収支予算書（様式2）
- (3) 団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）（※学校は提出不要）

8. 対象事業、助成額の決定

申請内容は、福岡県共同募金会大牟田市支会内に設置する「福岡県共同募金会大牟田市支会配分委員会」（令和5年2月開催予定）において審査し、助成事業および助成額を決定します。

審査結果は、応募いただいた全ての団体へ通知します。総申請額が助成総額を上回った場合は減額することがあります。ご了承ください。

9. 助成金の交付、事業実施報告及び決算報告

助成の決定を受けた団体（以下「助成先」）が助成金を受けるときは、「共同募金助成金請求書（様式3）」を速やかに提出してください。事業完了後は、「共同募金助成事業実施報告書（様式4）」「共同募金事業報告・収支決算書（様式5）」に必要書類を添え、提出しなければなりません。

助成金の交付日は令和5年6月の予定です。

10. 助成金の返還

助成金の使途について次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余金が生じたとき
- (5) 理由なく書類等の提出に応じないとき

11. 助成の周知

助成先は、当該事業が赤い羽根共同募金の助成金を受けて実施していることを広く周知しなければなりません。

12. 会計帳簿等の整備

助成先は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければなりません。

13. その他

その他記載されていない事項については、配分委員会の承認を得て、福岡県共同募金会大牟田市支会会長が定めます。

【申請・お問合せ先】

福岡県共同募金会大牟田市支会（大牟田市瓦町9-3）
〒836-0815 大牟田市瓦町9-3 総合福祉センター内
（電話）57-2527 担当：永江

赤い羽根共同募金 助成申請ガイド

内 容	可 否	備 考
児童・生徒と地域住民の交流	○	地域の人とのもちつき大会など
ボランティア活動	○	美化活動は内容による
施設との交流	○	障がい者施設、老人福祉施設などとの交流、訪問など
その他福祉的な活動	○	地域の人との交流、ボランティア活動
講師料	○	〈講師料の目安〉 市内講師 3,000 円/1h (アシスタント 2,000 円/1h) 市外講師 5,000 円/1h (※お弁当代や手土産代は×) 【追加事項】地域住民の助手としての謝礼は認めない。 但し地域住民が講師の場合は 2,000/1h を上限とする。
講師旅費	△	⇒おおむね特定地域に限る
消耗品費	△	総事業費の中での割合を考慮する。
花の苗、肥料	△	要望額の 50%を限度として助成
職場体験に関わる費用	△	福祉施設等での福祉教育となるものなど…○ (ただし、お礼の手土産代などは×) 商業施設や公共施設などでの職場体験…×
飲食費	×	交流もちつき等の賄い材料費…○
直接物品等を配布する活動	×	運動会・イベントにおける賞品など
行事用保険料	△	学校については認めない
運営費(人件費)	×	対象としない
備品とみなされるもの	×	

※「△」は内容により判断。記載のないもの、判断の難しいものについてはご相談ください。

【ご質問・お問合せ】
福岡県共同募金会大牟田市支会
 836-0815 大牟田市瓦町9-3 (総合福祉センター内)
 TEL 57-2527 FAX 57-2528